官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁八一）　一
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三九九）　二
○トリブバン国際空港における航空交通管制施設整備計画のための贈与等に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（外務三二七）　二
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国政府による防衛特別所得税の追加に係る通告に関する件（同三二八）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三二九）　四
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学一二〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一六五六～一六七五）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六七六～一六八二）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（観光庁二〇、二一）　五
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二六六）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（同二六七、二六八）　五
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔皇室事項〕
国家試験　六
〔官庁報告〕
労働　六
最低賃金の改正決定に関する公示（徳島労働局最低賃金公示二、福岡同二三）　六
国家試験　七
令和九年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について（国土交通省土地鑑定委員会）　七
除籍が滅失した件（法務省告示配一七三）　七
除籍の一部が滅失した件（同一七四）　七
〔公　告〕
官庁　七
公害等調整委員会公示、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　七
裁判所　七
諸事項　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

その他告示

○金融庁告示第八十一号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーから保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十一月四日

金融庁長官　伊藤　豊

日本における主たる店舗　東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オークラプレステージタワー十八階

○総務省告示第三百九十九号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務に関し、令和八年十月六日付けで同規程第三条第一項第二号から第七号まで、第九号及び第十号に係る変更を認定したので同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年十一月四日

総務大臣　藤井比早之

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　認定タイムスタンプ byGMO
2　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　1011001040181
3　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　GMOグローバルサイン株式会社
4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　GMO GlobalSign K. K.
5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

○外務省告示第三百二十七号

令和八年十月八日にカトマンズで、トリブバン国際空港における航空交通管制施設整備計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　トリブバン国際空港における航空交通管制施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与等の限度額　二十八億五千三百万円
3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日
4　署名者

日本側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤ財務省次官

令和八年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十八号

日本国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の附属書Aについて、防衛特別所得税を追加する旨の通告を経済協力開発機構事務総長に対して行った。当該通告に係る附属書Aに掲げる租税の変更に係る修正は、同条約第二条4の規定に基づき、所得税と実質的に類似する租税である防衛特別所得税について、令和九年一月一日から適用される。

（令和八年八月七日付け欧州評議会通知）

令和八年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百二十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年十月十二日
発行年月日　令和四年十一月三十日
旅券番号　TT二六四二一四七